

認定事業所への立入検査時の指摘事項の内容について

160号通知により、平成21年8月31日から平成22年12月31日までの間、認定事業所の所在地を所管する消防本部に依頼し、認定事業所の危険物施設への立入検査時の違反指摘事項の内容について調査を実施した。

1 立入検査の実施状況について

平成21年8月31日から平成22年12月31日までの間に、認定事業所の所在地を所管する消防本部による認定事業所への立入検査が、全17認定事業所のうち、14認定事業所の危険物施設で実施された。

立入検査を実施した危険物施設は全1312施設で、製造所41件、貯蔵所1041件、取扱所230件について実施された。

消防本部による立入検査の検査項目は、主に次の項目について実施されている。

(立入検査の項目)

- ①事業所の管理体制・保安体制等（危険物保安監督者の届出の確認など）
- ②施設の位置、構造及び設備の技術上の基準への適合の有無
- ③貯蔵及び取扱いの技術上の基準への適合の有無
- ④消火及び警報設備の基準への適合の有無
- ⑤その他、保安上必要な事項

2 認定事業所の危険物施設に対する違反指摘事項の内容について

14認定事業所への立入検査の結果、2認定事業所は消防本部からの指摘事項はなかったが、その他の12認定事業所において、技術基準違反の指摘が行われている。消防本部から認定事業所に対する主な立入検査時の指摘事項は以下のとおり。

(立入検査時の主な指摘事項)

施設区分	主な指摘内容
製造所	・ 掲示板の表示内容不適、標識の未設置 ・ 静電気除去装置が機能不良 ・ 配管、架台、20号防油堤等の損傷 ・ 危険物取扱者の保安講習の未受講
屋内貯蔵所	・ 架台、可燃性蒸気排出設備等の損傷 ・ ためますの維持管理不十分 ・ 危険物保安監督者の未選任 ・ 品名、数量等の変更の未届出

屋外タンク貯蔵所	・ 無許可変更 ・ 防油堤、電気設備等の損傷 ・ 定期点検の一部未実施 ・ 保有空地内の物品存置
地下タンク貯蔵所	・ 配管の塗装の剥離・腐食
屋外貯蔵所	・ 貯蔵容器への表示なし ・ 油分離層内の未清掃 ・ 品名、数量等の変更の未届出
移送取扱所	・ 飛散防止囲いの破損 ・ 標識・掲示板の未設置 ・ 歩廊の腐食
一般取扱所	・ タンク液量自動表示装置、防火設備等の機能不良 ・ 20号防油堤、架台等の破損 ・ 危険物取扱者の保安講習未受講 ・ 保有空地内の物品存置